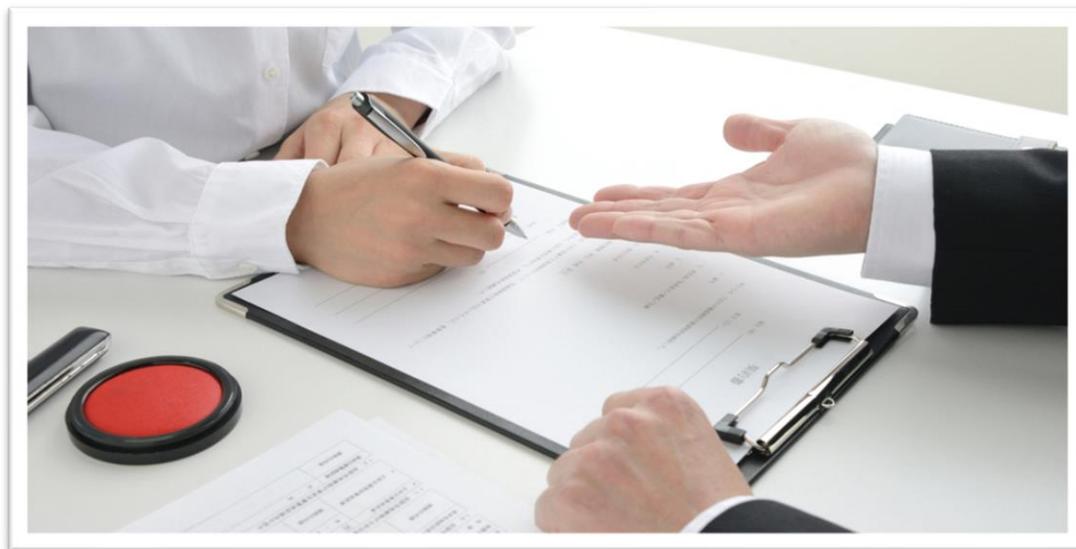


## 「死亡届」



死亡届は、死亡者(被相続人)の本籍地・死亡地または死亡届出人の住所地・所在地の市役所、区役所または町村役場に提出します。

死亡届出書の用紙は、死亡診断書と死体検案書と一体となっており、死亡診断した医師に記入してもらう必要があります。

ハナブ商店ではお葬儀打ち合わせの際、  
死亡届をお預け頂けましたら  
火葬の許可を頂くまで”無料代行手続き”をさせて頂いております。

お気軽にお申し付けください。

“茨木市立斎場での家族葬は”



想いをかたちに…

株式会社ハナブ商店

大阪府茨木市寺田町 10-26 TEL:072-622-2222



ハナブ商店  
掲載者:大坪